

## 改正養蜂振興法が25年1月から施行されます



花粉交配用のミツバチを販売・貸出される場合には、

- ・飼養管理の注意事項とともに、
- ・使用後の返却または処理方法等、

について、販売・貸出先にお伝え下さい。

花粉交配の時期を越えて、ミツバチ飼育を行う場合、毎年、1月中に飼育届を住所地の都道府県に提出してください。



ただし、花粉交配用に使用する時期だけミツバチ飼育をする方の届出は不要です。

〔花粉交配に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方に限ります。〕

○ 花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。必ず、適切に処置してください。

〔飼養管理の注意事項を守って下さい。  
使用後の返却方法、または、処理方法を確認して下さい。〕

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



窓口	担当係	電話
(届出) 奈良県畜産課	畜産振興係	0742-27-7450
(衛生管理) 家畜保健衛生所 業務第一課		0743-59-1700
業務第二課		0745-62-2440

